

| 項目 | | 内容 | |
|----|-----------|--|---|
| 1 | 商品名 | ○個人向け外貨定期預金 *ブラジルレアル建て個人向け外貨定期預金の愛称:あおぞらレアル定期 | |
| 2 | 期間 | ○6ヶ月 利息(源泉税控除後の利息となります。)を元金に組入れて前回と同一の期間・同一の通貨の個人向け外貨定期預金に自動的に継続する「元利金自動継続型」のみのお取扱いとなります。 ※継続停止をご希望のお客さまは、満期日(継続したときはその満期日となります。満期日が銀行休業日に該当した場合は翌営業日となります。以下同じです。)の前取引日までに、その旨の申出をいただければ、満期日以後の取引日に元利金を一括して支払います。 | |
| 3 | ご利用いただける方 | ○個人のお客さま (日本国内に居住する成年の方に限ります。また、お手続きはご本人さまに限らせていただきます。) | |
| 4 | 取扱通貨 | ○ブラジルレアル | |
| 5 | 発行形態 | ○ステートメント方式(通帳、証書は発行いたしません。) | |
| 6 | 届出印鑑 | ○共通印鑑としてお届出の印鑑をもって届出印鑑とさせていただきます。 | |
| 7 | お取引方法 | ○お取引は、店頭でお申し込みいただけます。 (インターネットバンキングではお申し込みいただけません。) | |
| 8 | 取引日・時間 | ○日本の銀行営業日で、10:30から14:30までのお取引となります。 ※外国為替市場、利率決定等の都合上、取引時間がさらに制限されることがあります。 ※外国為替市場において外国為替取引が行われない場合等には、お取引に応じられないことがあります。 | |
| 9 | 預入 | 申込期間 | ○募集時に決定します。詳しくは、店頭またはあおぞらホームコールまでお問い合わせ下さい。 |
| | | 預入日 | ○申込期間最終日から起算して3営業日目を預入日とします。 |
| | | 預入方法 | ○一括預入 |
| | | 申込代り金の取扱い | ○現金からのお申し込みはできません。 ○申込日または申込日の翌営業日に、申込金額をお客さまご本人名義の当行円の普通預金口座または当行ブラジルレアル建て個人向け外貨普通預金口座から別段預金等へ振替え、預入日に別段預金等からこの預金に振替えます。 ○残高不足により別段預金等への振替えができない場合は、お申し込みは取り消させていただきます。 ○別段預金等への振替日から預入日の前日までの期間は付利されません。 |
| | | 預入金額、預入単位 | ○円貨でお申し込みの場合 100万円以上1円単位(相当額のブラジルレアルによる預入) ○ブラジルレアルでお申し込みの場合 1万レアル以上1レアルセント単位 |
| | | 取扱の中止 | ○申込書が当行に提出された後であっても、預入日までの急激な市場環境の変化等の理由により、当行の判断で取扱いを中止し、預金契約が成立しない場合があります。 |
| | | 為替相場等の決定 | ○円貨でお申し込みの場合、預入日のTTSレートでブラジルレアルに交換します。 ○お申し込み時点ではブラジルレアルに交換するTTSレートは決定しておりません。 ○預入日以降に、預入日のTTSレート等を記載した「お取引内容通知書」をお届出の住所に送付いたしますのでご確認ください。 |
| 10 | 解約・払戻し | 期日以後の取引日に元利金を一括して支払います。 ○継続停止によるお支払は、ご指定のお客さまご本人名義の口座への振替により行います。 ※お客さまが指定することができる受取口座は、当行にあるお客さまご本人名義のブラジルレアル建て個人向け外貨普通預金口座に限らせていただきます。 ※上記口座をお持ちでない場合は、お申し込みと同時に口座開設が必要です。 ○原則として中途解約はできません。 ※ただし、当行がやむをえないものと認めて満期日前の中途解約に応じる場合の取扱いについては、項目13の「中途解約時の取扱い」をご確認ください。 | |

| 項目 | | 内容 |
|----|-------------------------|--|
| 11 | 適用金利 | ○原則として預入(継続をしたときはその継続)時の店頭表示金利を満期日の前日まで適用します。 ※適用金利は、店頭またはあおぞらホームコールまでお問い合わせください。 |
| | 利息 | ○満期日以後の取引日に一括して支払います。 ※満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における当行のブラジルレアル建て個人向け外貨普通預金の利率によって計算し、一括して支払います。 |
| | 計算方法 | ○付利単位を1リアルセント単位とした1年を365日とする日割計算(単利計算) |
| 12 | 税金 | ○利息は、利子所得の20%(国税15%、地方税5%)が源泉徴収されます。 なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの満期時および中途解約時にお支払いする利息(*)に対しては、復興特別所得税が付加され、その利息計算期間の開始日にかかわらず、その利息計算期間の全期間にわたり、利子所得の20.315%(国税15.315%(*)), 地方税5%)が源泉徴収されます。 (2012年12月31日以前よりお預けいただいている預金の利息についても、一律に復興特別所得税の対象となります。) (*)継続日に元金に組み入れて継続することとなる利息を含みます。 (**)復興特別所得税分 $15\% \times 2.1\% = 0.315\%$ ○マル優の適用は受けられません。 ○為替差益は「雑所得」として総合課税の対象となり、一定の場合を除き確定申告が必要です。為替差損は、他の黒字の「雑所得」から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 |
| 13 | 中途解約時の取扱い | ○当行がやむをえないものと認めて満期日前の中途解約に応じる場合には、預入日(継続日)から解約日の前日までの日数について、解約日における当行のブラジルレアル建て個人向け外貨普通預金利率を適用し、税金を差し引いた利息とともに払い戻します。 ※中途解約の場合、お客さまが指定することができる受取口座は、当行にあるお客さまご本人名義のブラジルレアル建て個人向け外貨普通預金口座に限らせていただきます。 |
| 14 | 手数料、適用外国為替相場 | ○円をブラジルレアルに交換する際(お預け入れ時)には、為替手数料を含んだ当行所定のTTSレートを適用します。 ○解約・払戻し(中途解約を含む)をする際には、当行にあるお客さまご本人名義のブラジルレアル建て個人向け外貨普通預金口座への振替となるため、為替手数料は発生しません。ブラジルレアル建て個人向け外貨普通預金について、ブラジルレアルを円に交換する際(お引き出し時)には、為替手数料を含んだ当行所定のTTBレートを適用します。 ※TTS、TTB各レートに含まれる為替手数料は、片道1リアルあたり1円(往復で2円)です。 |
| 15 | 為替変動リスク(元本割れリスク) | ○外国為替相場の動向等によっては、為替差損が生じ、解約・払戻し(中途解約を含む)時の受取金額(円貨換算額)がお預け入れ時の払込金額(円貨換算額)を下回り、大きく元本割れとなることがあります。また、仮に外国為替相場に全く変動がない場合でも、往復の上記為替手数料がお客さまのご負担となるため、解約・払戻し時の受取金額(円貨換算額)がお預け入れ時の払込金額(円貨換算額)を下回り、元本割れが生じることがあります。 ○ブラジルレアルは、エマージング国(新興国)通貨です。エマージング国通貨は、先進国通貨である米ドル・日本円等と比べて、一般的に外国為替市場での取引量が少なく、通貨の流動性が低いため、為替変動のリスクが大きくなります。また、経済環境・政情・規制の変化などの事情等による予期せぬ大幅な相場変動や市場の停止など、先進国通貨よりも相対的に大きなリスクが内在します。 |
| 16 | 信用リスク | ○万が一、当行の信用状況が大きく悪化し、預金保険事故が発生した場合等には、お客さまに損失が発生する可能性があります。 |
| 17 | 預金保険 | ○預金保険の対象ではありません。 |
| 18 | 付加できる特約事項 | ○該当ありません。 |
| 19 | 当行が契約している指定紛争解決機関(注) | ○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 |
| 20 | 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体 | ○なし |
| 21 | 外貨送金 | <他金融機関から当行への外貨送金> ○お取扱いはしていません。 <当行から他金融機関への外貨送金> ○お取扱いはしていません。 |

| 項目 | | 内容 |
|----|-----|---|
| 22 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○外貨現金およびトラベラーズ・チェックのお取扱いはしていません。 ○為替予約はできません。 ○お申込期間終了後の変更または取消はできません。 ○外国為替市場において外国為替取引が行われていない場合などには、お預け入れや払戻しに応じられないことがあります。 ○法人のお客さま向けにご提供している外貨預金とは、商品性やサービス内容が異なりますのでご注意ください。 |

(注)

金融ADR制度について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、あおぞら銀行までお申し出ください。

なお、お取引についてのトラブル等は、金融ADR制度(*)の指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

(*)金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、金融機関との間に生じたトラブルについて、裁判に比べて基本的に短時間・低コストで、中立・公正な専門家が関与して解決に努める制度です。